

矢口悦子

『イギリス成人教育の思想と制度』

—背景としてのリベラリズムと責任団体制度—

(1998 新曜社 366P ISBN7885-0659-9 5,500円)

小澤周三



「イギリスの成人教育は『非職業的一般教養教育』を伝統としてきた。」これこそ本書の著者を含めて日本の成人教育・社会教育の研究者たちの多くが、イギリス成人教育の特色とみなしてきたものであり、著者によれば、イギリスの人々にとっては「当たり前のこと」とみなされてきたものである。

著者はまたこの伝統を、成人教育における「リベラリズム」の伝統とも表現している。しかし今、このリベラリズムの伝統が、当のイギリスで片すみに追いやられようとしているとの懸念を著者は抱いているようである。

本書の著者矢口悦子氏は、お茶の水女子大学の大学院で社会教育を専攻した後、地域青年集団の学習・実践や女性問題学習に助言者として関わると共に、母校のお茶の水女子大学や千葉大学等で非常勤講師をつとめ、大学レベルでの教育にも携わっている。

本書は著者が大学院の学生時代以来関心を持ってきたイギリスの成人教育についてまとめた学位論文(1998年3月にお茶の水女子大学から人文科学博士の学位を授与された)に若干の手を加えて出版したもので、大部で極めて読みごたえがあり、学術性の高い書物である。

著者は青年団の実践に深くかかわることから、「生きる力をつける『学び』とはいっていい何か」ということを常に考え続けてきた。」そして著者によれば「地域青年集団を構成する若者の多くは労働者として生きており、その半数以上は高等教育を経験していない。彼らが地域で、自分たちの課題を発見し、その解決に向けて取り組む活動は課題解決型の実践的学習であるが、その問題を把握するためには社会についての深い洞察や、歴史的な認識が強く求められる。さらに自分自身との向き合いを求める主体的な動機を支えるには、より専門的な関与が必要である。」そうしたとき、彼らの学びを支え、支援してくれるのは、学校の教師や社会教育職員(例えば公民館の職員)であるが、より専門的な支援となれば、大学に求められる。しかし著者には、わが国の大学は充分に関与しているとは

思えなかったのである。「生きるための学びを切実に求めている人々が、実は大学のような高等教育機関から最も遠いところにいる」との問題意識を抱いている。

そしてまた著者は、現在高齢期に入った人々においても、「第2次世界大戦によって学ぶ機会を奪われた人々の多くが、ある年齢に達すると、『学び損ねた』ものを取り戻すかのように学習に取り組みはじめる」ことに気づいたのである。「その中身は、一般教養が圧倒的である。歴史、文学、短歌、書、そして宗教等、その目的は決して教養を誇るためでもないし、専門家になるためのものでもない。ましてや職業技術を獲得するためでもない、なによりも精神的な安らぎと充足感を求めて、そして自らの精神の解放のためにそうした学びをはじめるのである。」

このような問題意識をもってイギリスの成人教育に目を転じると、すでに1920年代から大学が成人教育と深くかかわってきていることがわかったのである。しかも大学と民間団体である労働者教育協会(WEA)とが対等の立場で、成人教育のための「責任団体」(responsible body)を構成し、その事業に対して中央政府から直接に補助金が交付されてきたのである。補助金交付の条件の中には、その教育内容がリベラルで、大学レベルであることが含まれていた。

かくして著者は、「なぜ、イギリスの成人教育は『リベラリズム』を伝統としてもたなければならなかったのか。とくに、労働者階級の人々にとってそれはどのような意味をもつものであったのか。その後長い間、人々がそれを『自明の』こととして受けとめる背景にはいったいどのような社会的、歴史的な文脈が存在していたのか」と問い合わせ、「どうした疑問を解明することが、日本における青年・成人の学習を支援するための基本的な教育思想の追究と、具体的なシステムを構築する際に、いくつかの教訓を与えてくれるものと思われる」(P. vi)との期待を表明している。

著者はまずリベラリズムを支えるイギリス社会の思想を解明し、次いでその思想を実現する制度として具体化さ

れた「責任団体」制度の成立とその後の発展、公教育としての位置づけとリベラリズムにまつわるイデオロギー性に着目して、イギリス成人教育の特質の解明をはかったのである。

本書の構成は、以下のようになっている。

第Ⅰ部 イギリス成人教育におけるリベラリズムと責任団体制度の成立

第1章 イギリスにおける「自由」の伝統

第2章 労働者の教育要求と中産階級による啓蒙

第3章 反資本主義と平等を目指した労働者教育思想

第4章 大学による構外教育事業の展開

第5章 労働運動の展開と労働者教育協会の成立

第6章 成人教育におけるリベラリズムの具体化 —チュートリアルクラスの成立

第7章 成人教育におけるリベラリズムの「正統化」 —責任団体制度の成立

第Ⅱ部 責任団体制度の変容とリベラリズム

第1章 第2次大戦後の国家教育計画における伝統的成人教育

第2章 リベラリズムの矛盾—冷戦構造の顕在期における「抑圧」

第3章 リベラリズムの再定義とその擁護—アシュビィ委員会による勧告

第4章 「労働者概念」の変化と伝統的成人教育

第5章 コンティニューイング・エデュケーションの成立 —責任団体制度の再編成

第Ⅰ部では、著者はリベラリズムの根底をなすイギリス社会における自由尊重の思想の系譜を辿ると共に、「リベラル」という言葉は、発言の自由のような自由を意味すると同時に、宗教的、政治的なイデオロギーを反映するものでもあったことを明らかにしている。

また、労働運動の高まりに対応して労働者教育協会が成立する過程を明らかにする。そして、成人教育を提供する団体としては、YMCA、全国婦人会連盟等数あるなかで、なぜ労働者教育協会だけが大学と対等の立場で法令に定められた「責任団体」となり得たのかを明らかにしている。

同時に、ボランタリズムを擁護し、自由を維持するために、成人教育を地方教育当局の下に一元化せずに、中央政府が責任団体に直接補助金を交付するしくみを維持してきたことの意義を解明している。

第Ⅱ部では、責任団体が中央政府から補助金を受け、

公教育の一環として位置づけられることにより、リベラリズムのイデオロギー性が現実には抑圧を引き起こしたことを具体的な事例を引きながら明らかにしている。特に「冷戦」時代に、「特定の政治思想に対する外的・内的抑圧」が顕在化したという。外的抑圧とは、保守党や労働党右派の政治家、保守的傾向のマスメディアからの批判であり、内的抑圧とは、大学の構外教育部及び労働者教育協会の自主規制をさしている。

労働者教育協会の関係者の中にはフェビアン協会系の社会主義的思想の持ち主が含まれてはいたが、実際には思想的な問題は克服され、そのため第2次大戦後も責任団体は存続したのである。

1950年代には再び「リベラルな教育」に対する挑戦がなされる。人的資源論や国際市場での競争力という観点からの職業技術教育への要請が高まったのである。それでもなお、リベラルな教育を、しかも大学レベルで維持することの意義が論議されたことを著者は強調している。

ともかくも、1993年には、責任団体制度自体は解体されることになる。高等教育制度の拡充により、労働者階級からの高等教育進学率も増大し、また「労働者」概念自体も変化してきたのである。労働者教育協会は、大学とは別の継続教育というカテゴリーで政府から補助金を受けることになったのである。

他方では、成人教育にかかわっている人々の多くが、政府からの補助金の対象となる職業的、資格取得的コースに重点をおくようになっていいると著者には感じられたのである。

以上のように矢口悦子氏は、成人教育におけるリベラリズムの重要性を、イギリスの成人教育の分析を通して主張している。

コンピューターに象徴されるハイテクノロジーと高度に情報化した今日の社会においても、現実の社会をよりよく理解し、人生をいかに生きるべきかの考察を支援する教育の重要性は、一層増してきているように思われる。

なお本書の注の部分で、イギリス研究者の間では「学寮長」とするところを説明なしに「学長」としたり、同じウォーリック大学(Warwick University)が「ワーウィック大学」(P.244)とか「ウォーワイック大学」(P.343)となったりしている。ところどころ気になる部分はあるが、本書の価値にはほとんど影響はない。優れた学術図書といえよう。

(おざわ・しゅうぞう 東京外国语大学教授)